



5月は消費者月間

あなたは大丈夫？

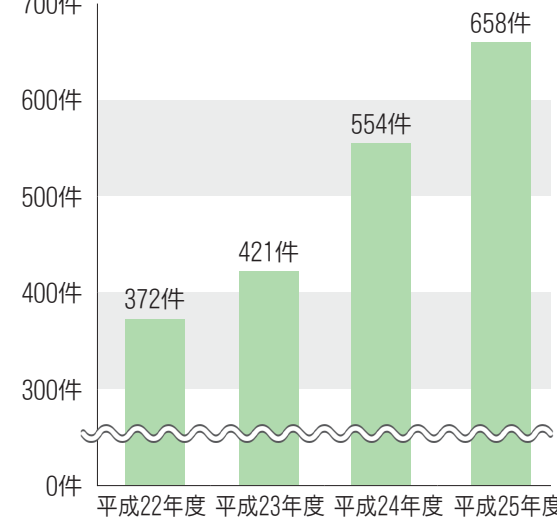
悪質商法にご注意を！

誰もが被害者となる可能性がある悪質商法。悪質商法から身を守るにはどうすればよいのでしょうか。どうすれば被害を未然に防ぐことができ、被害に遭ってしまったなら何をしたらよいのでしょうか。まずは、その対処法を知っておくことが身を守ることにつながります。

悪質商法に関する相談件数が増えています

私たちの身の回りにはさまざまな商品やサービスがあふれ、暮らしを豊かにしてくれています。しかし、その一方で、それらをめぐり悪質商法などのトラブルに巻き込まれるケースが後を絶ちません。悪質な業者は、手を変え品を変え、手口を巧妙化、多様化させています。誰もが被害に遭う可能性があります。昨年度、花巻市市民生活総合相談センターに寄せられた消費者契約(悪質商法など)に関する相談件数は、658件。相談件数は毎年増加し、3年前の2倍近くになっています(左のグラフを参照)。

消費者契約(悪質商法など)に関する相談件数 [市民生活総合相談センター]



知っていますか？ クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売など不意打ち的な勧誘で締結した契約を解除できる制度です。クーリング・オフをした場合、支払った金額は全額返金されます。「キャンセル料」や「違約金」を払う必要は一切ありません。「不要なものだった」「だまされた」と気付いたときは、この制度を活用しましょう。ただし、購入した商品を開封した場合は、この制度は利用できません。また、自ら店舗に向く、または通信販売で購入した場合も同様です。クーリング・オフができる期間は、取り引きの形態によって異なります。詳しくは、市民生活総合相談センターへお問い合わせください。



被害を防ぐため「出前講座」のご利用を

市民生活総合相談センターでは、悪質商法による被害や契約トラブルを未然に防ぐため、相談員が地域に伺い、悪質商法の具体例やクーリング・オフの仕方などを分かりやすく説明する「出前講座」を行っています。講話だけでなく、寸劇やDVDの上演、クイズなどを取り入れた楽しい講座です。

工事の契約トラブル 高額な請求に要注意！

「修理しないと大変なことになる」などと訪問業者が不安をあおり、その場で契約を結ばせたり、自宅に居座り勧誘したりするなどのケースがあります。

ワンポイントアドバイス

決してその場では契約せず、業者の説明が事実なのか、必要な工事なのか、家族や周囲の人に相談しましょう。また、複数の業者から見積もりをとって検討しましょう。

無料じゃないの？ 健康食品の試供品

突然、健康食品の試供品を送ると電話があり、無料だと思っ承諾したら、代金を請求されたという相談が寄せられています。

ワンポイントアドバイス

送られる試供品が無料かどうか、まず確認しましょう。試供品が無料であったとしても、その後、商品購入の勧誘が続くこともあります。自分にとって本当に必要なものなのか、よく考えることが大切です。

こんな手口に要注意!!
契約は慎重にしましょう

新聞の訪問販売 長期契約に気を付けて！

新聞の訪問販売は、断つても無理やり勧誘されるといふ事例があります。また、購読開始時期が「半年後」「一年後」といった数カ月、数年先の契約をさせられるケースも目立っています。

ワンポイントアドバイス

契約期間の定めのある契約は消費者の一方的な都合で解約はできません。必要がなければ、きっぱりと断りましょう。

その「もっけ話」信用して大丈夫？

「絶対もうかる」などと勧誘されて投資したものの、その後業者と連絡がとれなくなり、気落ちしていた矢先に別な業者から「損を取り戻せる」「持っている株を買う」と電話があったが、信用して大丈夫か、という相談が寄せられています。

ワンポイントアドバイス

もうかる保証も、損を取り戻せる保証もありません。さらに被害を大きくするだけです。危険なので取り引きはやめましょう。

「おかしいな」「変だな」と思ったら



市民生活総合相談センターでは、消費生活に関する相談をはじめとした市民の皆さんの困り事などに、常時5人の相談員が応じています。

ご利用の際は、電話または直接窓口へお越しください。相談は個室で行われ、秘密を厳守します。相談は無料です。

※弁護士や司法書士、行政書士などによる相談会も定期的に開催しています。日程など詳しくは、「広報はなまき」(今号は6ページに掲載)や「エフエム・ワン」でお知らせします

ご相談はこちらへ

■市民生活総合相談センター

電話 24-2111(内線259・459・460・461)

相談日 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時30分 ※来所時間により、後日の対応となる場合があります。終了時間30分ほど前までの来所をお勧めします

場所 市役所本庁(新館1階)